

第 14 章

準備書についての

環境の保全の見地からの意見の概要

第 14 章 準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要

「(仮称) 株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書」(令和 4 年 4 月、株式会社シタラ興産) に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第 6 条及び 8 条の規定に基づき、縦覧を行い、環境の保全の見地からの意見を有する者から意見が 2 通提出された。その意見の概要は表 14-1(1)～表 14-1(3)に示すとおりである。

表 14-1(1) 意見の概要

項目	項	意見の概要
事業計画全般	—	この地区は産廃業者が集中している。設楽さんの現状の処理が今度の工場ができることにより何倍になるのか疑問を持った。一つの地域に集中するのはよくない。今度の工場をさらに増設あるいは近隣にさらに作っていくことはないのか。将来に心配がある。
説明会資料	—	ページ 3～4 長期平均濃度の基準値と短期高濃度予測の基準値の値が相違するが、何故なのか？基準は一定ではないのか？基準値の法的根拠を示してください。 騒音の基準等が 85 となっているが、単位はなにか？「85」は非常に大きな騒音であると思うが、こんな高い値の騒音の基準があるのか？「85」の法的根拠を示してください。
	—	ページ 6 臭気の基準等の単位はなにか？法的根拠を示してください。
	—	ページ 9 焼却灰・飛灰 10,405t/年発生すると記載されているが、年間において焼却処分する廃棄物量はどのくらいになるのか？ 温室効果ガス等の排出量 89,068t とあるが、これは年間か、日間か？
	—	説明会場において代表取締役設楽竜也氏から、「・・・ふたりの子供をかかえている。当施設が迷惑施設とならないように 100 億円かけて対応して行きたい・・・」との発言がありました。100 億円は、公害防止・環境保全のみに投資する金額なのでしょうか？
	—	41.5m の煙突から排出される物質の最大着地濃度出現距離は、約 800m とのことでしたが、算出根拠となる計算書をお示しください。 排ガス温度、排ガス流量、有効煙突高等初心者にも理解できるよう御配慮下さい。
	—	「レガリア」の意味をお知らせ下さい。

表 14-1(2) 意見の概要

項目	項	意見の概要
事業計画全般	序章	<p>序-5 ページ</p> <p>(1) 焼却処理する廃棄物として、「金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶器くず」とあるが焼却可能か？</p> <p>(2) 「汚泥」の発生業種は？</p> <p>(3) 「感染性廃棄物」の具体的物品名は何か？</p> <p>(4) 「廃油」の発生業種は？</p> <p>(5) 「廃酸」の発生業種は？</p> <p>(6) 「廃アルカリ」の発生業種は？</p> <p>(7) 「がれき類」の発生業種は？「がれき類」の発生場所については、福島原発事故関連の物を含むのか？</p> <p>(8) 「燃え殻」の発生業種は？</p>
	序章	<p>序-5 ページ</p> <p>「・・・環境負荷低減に向け、排ガスの処理を見直したため・・・」とあるが見直し後の「湿り排ガス量」が増加してしまうのでは「環境負荷削減」にならないのではないのか？</p>
	序章	<p>序-7 ページ</p> <p>変更後のフロー図において「燃え殻と流動媒体の2系列」で埋立するフローとなっているが、「燃え殻と流動媒体」は炉内で分離できるのか？</p>
	序章	<p>序-10 ページ</p> <p>排出濃度、硫黄酸化物、諸元 164ppm の濃度が、k 値 17.5 の規制基準を満たしている根拠をお示し下さい。</p>
	序章	<p>序-10 ページ</p> <p>排出濃度、塩化水素、諸元 200mg/N m³だった値が、変更後の内容では諸元 56mg/N m³となっているが、どうしてなのか？</p>
	序章	<p>序-10 ページ</p> <p>排出濃度、ダイオキシン類、ばいじん及び水銀の諸元が、それぞれ 0.1、0.04 及び 30 となっているが、これらは、規制基準と同一の数値となっている。「・・・周辺への環境負荷低減に向け・・・」ということなら、排出基準値目いっぱいの諸元では問題があると考えます。再検討をお願いします。</p>
対象事業の概要	2-2	<p>2-13 ページ</p> <p>表 2-2-5 焼却物の組成中</p> <p>(1) 廃油（特菅物）の発生業種は？放射性物質を含む廃油か？</p> <p>(2) 廃酸（特菅物）の発生業種は？放射性物質を含む廃酸か？</p> <p>(3) 廃アルカリ（特菅物）の発生業種は？放射性物質を含む廃アルカリか？</p> <p>(4) 表には 18 種類の対象廃棄物が記載されているが、福島原発をはじめとする原子力発電所関連の廃棄物も搬入・焼却処理される予定があるのか？</p>
知事意見に対する事業者の見解	7-2	<p>7-2 ページ番号エ</p> <p>排ガスに含まれる「臭気」の処理はどのようになっているのですか？</p>
	7-2	<p>7-2 ページ番号キ</p> <p>「・・・。発電した電力は、・・・、地域に貢献したいと・・・」とありますが、どのような貢献をさせていただけるのですか？</p>
	7-2	<p>7-2 ページ番号キ</p> <p>「災害廃棄物について市と協議しています。」とあるが、熊谷市とも協議しているのか？</p>

表 14-1(3) 意見の概要

項目	項	意見の概要
温室効果ガス等	9-14	9-14-11 ページ 「表 9-14-12 施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出係数」について ①活動区分「発電」の活動量が、「廃油」と記載されているが、この欄は数量を記載するのでは？ ②発電は、廃油を焼却処理する時のみ実施するという理解でよいのか？
事業全体について	—	貴社が所在する御稜威ヶ原工業団地周辺は、約 24 年前の環境庁（当時）のダイオキシン類全国一斉調査により、ワースト 2 の汚染地域でした。その原因は、廃棄物焼却炉をはじめとする焼却・燃焼施設の集積が多いため、各施設が規制基準を満足しても周辺のダイオキシン類の濃度が高くなってしまったことと記憶しています。風下にあたる我々としては、またダイオキシン問題が発生するのではとの危惧を抱いております。
	—	御稜威ヶ原工業団地（熊谷工業団地）のダイオキシン類汚染問題が発生した当時、セメント製造会社の煙突の高さが、今回貴社が計画している煙突の高さと同じくらいであったと思います。当時は、セメント焼却臭を強く感じていたことを思い出しました。貴社が計画している煙突の高さでは、三尻地区、籠原地区及び大麻生地区について、また廃棄物焼却臭が強くなるのではないかと推測し、憂慮します。
	—	焼却臭・焦げ臭について 御稜威ヶ原工業団地の風下側に自宅があるため、天候、風向等の状況により、現在においても、焦げ臭？等の臭気を感じることがあります。今後は、今まで以上に気を付けていこうと思っています。
	—	2020 年 11 月 6 日「2050 年までに脱炭素社会を実施」、また、2021 年 4 月 22 日「2030 年までに温室効果ガスの目標を 2013 年度比 46%削減」を菅総理大臣が表明しています。今回の貴社の計画は、国の上記表明と相容れない計画だと思えます。貴社の計画（焼却）の再検討を願っています。
	—	バグフィルターによる排ガス処理設備については、バグのメンテナンス、バグの交換等稼働休止の時間が多くあると聞いております。排ガス処理設備については、周辺環境保全のためダブルで整備する必要があるのではないかと考えます。検討を依頼します。
	—	排ガス量、排ガス温度、排ガス吐出速度、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度、ばいじん濃度、塩化水素濃度、ダイオキシン類濃度及び水銀濃度について排ガスの常時監視自動測定装置（記録計装備のもの）の設置が必要であると考えます。検討を依頼します。

第 15 章

準備書についての県知事の意見

第 15 章 準備書についての知事の意見

「(仮称) 株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書」(令和 4 年 4 月、株式会社シタラ興産) に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第 8 条第 1 項の規定に基づき、埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

15-1 全般的事項

ア 国が 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言している中で、本施設は 2050 年近くまで稼働すると想定されることから、施設稼働方法の検討などにより環境中に排出される温室効果ガスの削減に最大限努めること。

イ 発電以外についても、廃熱のカスケード利用等の熱エネルギーの高効率利用について検討すること。

ウ 分散型エネルギー施設として地域の災害時のレジリエンスの強化等に資するような事業計画を検討すること。

エ 建設施設及び設備について、環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。

オ 微小粒子状物質 (PM2.5) 対策の観点から、PM2.5 に対しても効果的なろ布や同じく PM2.5 も測定可能な維持管理のためのモニターを選択し、ろ布の性能を担保すること。

カ 集中豪雨の発生頻度が増えている状況を鑑み、油分や有害物質の流出対策など、供用後の持続可能性を十分考慮した排水設備を導入すること。

15-2 騒音・低周波音

予測結果が環境保全目標を満足している場合であっても、事業による影響度合いが大きい項目や当該環境保全目標に近い値が予測されている項目が見受けられる。予測の不確実性を考慮し、施設の稼働により周辺環境に及ぼす影響を低減するよう努め、必要に応じて環境保全措置を追加すること

15-3 景観

ア 距離の景観については、植栽の伐採により、現在示されているイメージと異なる予測となる部分があるため、予測イメージを実際の植栽の予定に合わせて訂正し、必要であれば環境保全措置を追加すること。

イ 植栽にあたっては、沿道緑地との連続性を考慮した上で、できる限り沿道から建物が遮蔽できるように計画を検討すること。

15-4 廃棄物等

ア 建設リサイクル推進計画に基づいて高い資源化率を設定しているが、県内の一般的な資源化率よりかなり高い目標と思われる。評価書において、当該目標を達成するための取組や方法について、丁寧に記載すること。

イ 主灰、飛灰については、資源化技術の動向等を考慮しながら、最終処分量の低減を検討すること。

第 16 章

第 14 章及び第 15 章の意見についての
事業者の見解

第 16 章 第 14 章及び第 15 章の意見についての事業者の見解

16-1 環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解

第 14 章で示した“環境の保全の見地からの意見”に対する事業者の見解は、表 16-1-1(1)～表 16-1-1(4)に示すとおりである。

表 16-1-1(1) 環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解

項目	項	意見の概要	事業者の見解
事業計画 全般	—	この地区は産廃業者が集中している。設楽さんの現状の処理が今度の工場ができることにより何倍になるのか疑問を持った。一つの地域に集中するのはよくない。今度の工場をさらに増設あるいは近隣にさらに作っていくことはないのか。将来に心配がある。	弊社の受入数量としては、今回の施設ができることにより、内製化の分を含め受入量は現状の 2 倍位に推移する予定です。 弊社といたしましては、地域に根付いた処理施設は必要と考えており、今後の社会情勢に応じて施設が増える可能性があります。 その際には、一般廃棄物・産業廃棄物の環境基準を満たした廃棄物処理施設作りを目指してまいります。
説明会資料	—	ページ 3～4 長期平均濃度の基準値と短期高濃度予測の基準値の値が相違するが、何故なのか？基準は一定ではないのか？基準値の法的根拠を示してください。 騒音の基準等が 85 となっているが、単位はなにか？「85」は非常に大きな騒音であると思うが、こんな高い値の騒音の基準があるのか？「85」の法的根拠を示してください。	大気質に関する長期平均濃度と短期高濃度予測の基準値は、環境基本法に基づく環境基準としています。 単位は dB (デシベル) となります。85 dB は騒音規制法に示される特定建設作業騒音に係る規制基準となります。
	—	ページ 6 臭気の基準等の単位はなにか？法的根拠を示してください。	悪臭防止法に基づく臭気指数となります。単位はありません。
	—	ページ 9 焼却灰・飛灰 10,405t/年発生すると記載されているが、年間において焼却処分する廃棄物量はどのくらいになるのか？温室効果ガス等の排出量 89,068t とあるが、これは年間か、日間か？	230t/日×330 日=75,900 t/年となります。 温室効果ガス排出量は年間となります。
	—	説明会場において代表取締役設楽竜也氏から、「・・・ふたりの子供をかかえている。当施設が迷惑施設とならないように 100 億円かけて対応して行きたい・・・」との発言がありました。100 億円は、公害防止・環境保全のみに投資する金額なのでしょうか？	工場建設に係る銀行からの融資総額が 100 億円となっております。 環境影響調査費用や産業廃棄物許可取得費用、国の定めた基準値及び埼玉県条例に適した施設作りに係る建設費用とプラント費用となっております。
	—	41.5mの煙突から排出される物質の最大着地濃度出現距離は、約 800mとのことでしたが、算出根拠となる計算書をお示してください。 排ガス温度、排ガス流量、有効煙突高等初心者にも理解できるよう御配慮下さい。	大気質を含め、各予測の手法は準備書に記載しております。 排ガス温度、排ガス流量により排ガスが上る高さが有効煙突高さとなります。 そこから、風向・風速等の各種条件により拡散の計算を行います。これらの計算を 1 年間の気象条件すべてに対して行い、各予測結果を合計して最も濃度が高くなる地点が最大着地濃度出現地点となります。予測手法、計算式、設定条件等は準備書 P9-1-62～P9-1-82 に記載がございます。

表 16-1-1(2) 環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解

項目	項	意見の概要	事業者の見解
説明会資料	—	「レガリア」の意味をお知らせ下さい。	象徴を意味しており、日本では三種の神器の事を指しております。弊社では、選別・破碎・焼却と考えております。
事業計画全般	序章	序-5 ページ (1) 焼却処理する廃棄物として、「金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶器くず」とあるが焼却可能か？ (2) 「汚泥」の発生業種は？ (3) 「感染性廃棄物」の具体的物品名は何か？ (4) 「廃油」の発生業種は？ (5) 「廃酸」の発生業種は？ (6) 「廃アルカリ」の発生業種は？ (7) 「がれき類」の発生業種は？「がれき類」の発生場所については、福島原発事故関連の物を含むのか？ (8) 「燃え殻」の発生業種は？	金属・ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くずに関しては、その品目単品ではなく付着している物や缶詰等の容器を想定しております。 弊社で取り扱う品目に関しては、廃棄物が発生するすべての業種が対象となります。 国の指定している指定廃棄物に関しては、現状受け入れる予定はありません。
	序章	序-5 ページ 「・・・環境負荷低減に向け、排ガスの処理を見直したため・・・」とあるが見直し後の「湿り排ガス量」が増加してしまうのでは「環境負荷削減」にならないのではないか？	排ガス中の有害物質の排出基準値を見直した結果、使用する薬剤の噴霧量が増加したため、噴霧に使用する空気も増加しており、その分排ガス量が増加しています。排ガス量は微増していますが、排ガス中の有害物質量は減少していますので十分に環境負荷の低減になると考えます。
	序章	序-7 ページ 変更後のフロー図において「燃え殻と流動媒体の2系列」で埋立するフローとなっているが、「燃え殻と流動媒体」は炉内で分離できるのか？	焼却炉下部から排出された燃え殻を含む流動媒体は振動ふるいで燃え殻と流動媒体に分離されます。
	序章	序-10 ページ 排出濃度、硫黄酸化物、諸元 164ppm の濃度が、k 値 17.5 の規制基準を満たしている根拠をお示し下さい。	大気汚染防止法に示される計算式により算出した結果となります。
	序章	序-10 ページ 排出濃度、塩化水素、諸元 200mg/N m ³ だった値が、変更後の内容では諸元 56mg/N m ³ となっているが、どうしてなのか？	大気質予測の中でどのような気象条件でも環境基準を満足する為に、排ガス処理を見直した結果 56mg/N m ³ へ変更させていただきました。
	序章	序-10 ページ 排出濃度、ダイオキシン類、ばいじん及び水銀の諸元が、それぞれ 0.1、0.04 及び 30 となっているが、これらは、規制基準と同一の数値となっている。「・・・周辺への環境負荷低減に向け・・・」ということなら、排出基準値目いっぱいの諸元では問題があると考えます。再検討をお願いします。	予測においては、現状で考えられる最も高い濃度で予測を行っており、その結果環境基準等を達成する結果となっています。 施設の運用にあたっては、排ガス処理設備の適切な維持管理を行い、排ガス中の大気汚染物質の低減を図ってまいります。

表 16-1-1 (3) 環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解

項目	項	意見の概要	事業者の見解
対象事業の概要	2-2	2-13 ページ 表 2-2-5 焼却物の組成中 (1) 廃油 (特菅物) の発生業種は? 放射性物質を含む廃油か? (2) 廃酸 (特菅物) の発生業種は? 放射性物質を含む廃酸か? (3) 廃アルカリ (特菅物) の発生業種は? 放射性物質を含む廃アルカリか? (4) 表には 18 種類の対象廃棄物が記載されているが、福島原発をはじめとする原子力発電所関連の廃棄物も搬入・焼却処理される予定があるのか?	弊社で取り扱う品目に関しては、廃棄物が発生するすべての業種が対象となります。 国の指定している指定廃棄物に関しては、現状受け入れる予定はありません。
知事意見に対する事業者の見解	7-2	7-2 ページ番号エ 排ガスに含まれる「臭気」の処理はどのようになっているのですか?	受入ごみピットや汚泥ホッパ室内で発生した臭気は燃焼空気として焼却炉に取り込み、炉内で完全燃焼させることにより廃棄物由来の臭気を除去しています。
	7-2	7-2 ページ番号キ 「・・・。発電した電力は、・・・、地域に貢献したいと・・・」とありますが、どのような貢献をしていただけるのですか?	発電した電力に関しては、深谷市にある電力供給会社様へ売電予定となっております。地域の電力として使用していただけるように努力してまいります。
	7-2	7-2 ページ番号キ 「災害廃棄物について市と協議しています。」とあるが、熊谷市とも協議しているのか?	弊社施設の設置が深谷市になりますので深谷市の担当者の方と打ち合わせを行っております。まだ、施設がありませんので口頭での打ち合わせとなっております。 施設の許認可が埼玉県より下りましたら詳細な協議を両市と進めてまいります。
温室効果ガス等	9-14	9-14-11 ページ 「表 9-14-12 施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出係数」について ①活動区分「発電」の活動量が、「廃油」と記載されているが、この欄は数量を記載するのでは? ②発電は、廃油を焼却処理する時のみ実施するという理解でよいのか?	25,344,000 (kWh/年) と記載すべき部分の誤りでした。 評価書にて修正させていただきます。大変失礼いたしました。
事業全体について	—	貴社が所在する御稜威ヶ原工業団地周辺は、約 24 年前の環境庁 (当時) のダイオキシン類全国一斉調査により、ワースト 2 の汚染地域でした。その原因は、廃棄物焼却炉をはじめとする焼却・燃焼施設の集積が多いため、各施設が規制基準を満足しても周辺のダイオキシン類の濃度が高くなってしまったとのことであったと記憶しています。風下にあたる我々としては、またダイオキシン問題が発生するのではとの危惧を抱いております。	排出ガスにおけるダイオキシン類の予測結果は、環境基準を下回っております。 また、施設の運用にあたっては、排ガス処理設備の適切な維持管理を行い、排ガス中の大気汚染物質の低減を図ってまいります。 様々な問題が起きないよう細心の注意を払い施設運営をしてまいります。

表 16-1-1(4) 環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解

項目	項	意見の概要	事業者の見解
事業全体について	—	御稔威ヶ原工業団地（熊谷工業団地）のダイオキシン類汚染問題が発生した当時、セメント製造会社の煙突の高さが、今回貴社が計画している煙突の高さと同じくらいであったと思います。当時は、セメント焼却臭を強く感じていたことを思い出しました。貴社が計画している煙突の高さでは、三尻地区、籠原地区及び大麻生地区について、また廃棄物焼却臭が強くなるのではないかと推測し、憂慮します。	排気筒より排出されるガスは、高温で燃焼されたうえで、空気中で約 17,000 倍に希釈されるため、影響は極めて小さいと予測しております。 また、適正な運転管理を行ってまいります。
	—	焼却臭・焦げ臭について 御稔威ヶ原工業団地の風下側に自宅があるため、天候、風向等の状況により、現在においても、焦げ臭等の臭気を感じることがあります。今後は、今まで以上に気を付けていこうと思っています。	上記と同様になりますが、排気筒より排出されるガスは、高温で燃焼されたうえで、空気中で約 17,000 倍に希釈されるため、影響は極めて小さいと予測しております。 また、適正な運転管理を行ってまいります。
	—	2020 年 11 月 6 日「2050 年までに脱炭素社会を実施」、また、2021 年 4 月 22 日「2030 年までに温室効果ガスの目標を 2013 年度比 46%削減」を菅総理大臣が表明しています。今回の貴社の計画は、国の上記表明と相容れない計画だと思えます。貴社の計画（焼却）の再検討を願っています。	弊社の施設では単純に廃棄物を燃やすのではなく、不用品又はリサイクルがこれ以上出来ない廃棄物を燃やす事でエネルギーを抽出し、施設稼働の為に電力を自社でまかない、余剰電力を売電していく設備となっております。 これまで単純に焼却されていた廃棄物から電力を生み出すことは、左記の表明に寄与するものと考えています。
	—	バグフィルターによる排ガス処理設備については、バグのメンテナンス、バグの交換等稼働休止の時間が多くあると聞いております。排ガス処理設備については、周辺環境保全のためダブルで整備する必要があるのではないかと考えます。検討を依頼します。	弊社のバグフィルターは頂部がペントハウス構造となっているので整備時に外部を開放する必要がなく、ペントハウス内部で整備が出来るようになっております。そのため、外部へばいじんが漏洩することなく短期間で整備作業が可能です。 また、ろ布の差圧や排ガス中ばいじん濃度等の管理を行い、適切にメンテナンスを計画することでバグフィルターの稼働休止期間を最小限にすることが可能です。 従いまして、バグフィルターをダブルにすることは必要ないと考えております。
	—	排ガス量、排ガス温度、排ガス吐出速度、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度、ばいじん濃度、塩化水素濃度、ダイオキシン類濃度及び水銀濃度について排ガスの常時監視自動測定装置（記録計装備のもの）の設置が必要であると考えます。検討を依頼します。	排ガス流量、排ガス温度、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度、ばいじん濃度、塩化水素濃度、一酸化炭素濃度について分析計を設置し連続監視を行います。 ダイオキシン類に関しては現時点で連続測定を行う技術が確立していないため、通常時は一酸化炭素濃度を指標にして監視を行い、ダイオキシン類自体は法令に基づいた頻度にて排ガスをサンプリングし分析を行います。 また、水銀濃度に関しても法令で定められた頻度にて排ガスをサンプリングし分析を行います。

16-2 知事意見に対する事業者の見解

第15章で示した“知事意見”に対する事業者の見解は、表16-2-1(1)～表16-2-1(2)に示すとおりである。

表16-2-1(1) 知事意見に対する事業者の見解

番号	知事意見	事業者の見解
1 全般的事項		
ア	国が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言している中で、本施設は2050年近くまで稼働すると想定されることから、施設稼働方法の検討などにより環境中に排出される温室効果ガスの削減に最大限努めること。	施設には高効率な発電設備や省エネ機器を可能な限り選定するとともに、運用においても省エネを心掛け、温室効果ガスの削減に最大限努めて参ります。
イ	発電以外についても、廃熱のカスケード利用等の熱エネルギーの高効率利用について検討すること。	発電以外の廃熱利用については、今後検討を重ねてまいります。
ウ	分散型エネルギー施設として地域の災害時のレジリエンスの強化等に資するような事業計画を検討すること。	本施設で発電した電力は、地域の電力会社への送電を予定しております。また、災害時等には、災害廃棄物の受け入れができるよう市との協議を進めていることから、災害時には災害廃棄物の処理と地域発電を同時に行う事業計画を検討しています。
エ	建設施設及び設備について、環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。	建設施設及び設備については、環境保全対策に関する最善技術の導入を可能な限り検討し、環境負荷の低減に努めて参ります。
オ	微小粒子状物質(PM2.5)対策の観点から、PM2.5に対しても効果的なろ布や同じくPM2.5も測定可能な維持管理のためのモニターを選択し、ろ布の性能を担保すること。	微小粒子状物質(PM2.5)については、PM2.5に効果的なろ布の選定を行います。 PM2.5に関してはバグフィルタの後段に0.3μm以上の粒子が測定可能なばいじん計を設置することでろ布の性能に問題がないことを確認します。
カ	集中豪雨の発生頻度が増えている状況を鑑み、油分や有害物質の流出対策など、供用後の持続可能性を十分考慮した排水設備を導入すること。	廃棄物は建屋内に保管し流出を防止するとともに、敷地境界付近に雨水用の側溝及び溜槽を設置して内部からの流出及び外部からの流入を防止する計画としています。
2 騒音・低周波音		
	予測結果が環境保全目標を満足している場合であっても、事業による影響度合いが大きい項目や当該環境保全目標に近い値が予測されている項目が見受けられる。予測の不確実性を考慮し、施設の稼働により周辺環境に及ぼす影響を低減するよう努め、必要に応じて環境保全措置を追加すること。	施設の運用においては、周辺環境への配慮を最大限に行い、環境負荷の低減に努めて参ります。また、必要に応じて追加の環境保全措置を検討します。
3 景観		
ア	近距離の景観については、植栽の伐採により、現在示されているイメージと異なる予測となる部分があるため、予測イメージを実際の植栽の予定に合わせて訂正し、必要であれば環境保全措置を追加すること。	近距離の景観について、既存植栽の伐採を考慮した予測を行い、予測イメージを訂正しました。 緑地については、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく県との協議結果により、必要な緑地を設置します。
イ	植栽にあたっては、沿道緑地との連続性を考慮した上で、できる限り沿道から建物が遮蔽できるよう計画を検討すること。	植栽にあたっては、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく県との協議結果により、緑地の設置を行います。可能な範囲での植栽を検討しますが、埼玉県景観計画に基づき、色彩の制限基準を順守する等により景観配慮を行います。

表 16-2-1 (2) 知事意見に対する事業者の見解

番号	知事意見	事業者の見解
4 廃棄物等		
ア	<p>建設リサイクル推進計画に基づいて高い資源化率を設定しているが、県内の一般的な資源化率よりかなり高い目標と思われる。評価書において、当該目標を達成するための取組や方法について、丁寧に記載すること。</p>	<p>国の建設リサイクル推進計画に準拠することを再優先に考え、目標を設定しました。 目標達成のためには、自社の施設を用いた徹底的な分別を行います。また、再利用・再資源化できない廃棄物は、可能な限りサーマルリサイクルを行い、リサイクル率を高めます。</p>
イ	<p>主灰、飛灰については、資源化技術の動向等を考慮しながら、最終処分量の低減を検討すること。</p>	<p>自社が持つ廃棄物処理のネットワークを活用して資源化技術の最新動向を把握し、可能な範囲での導入を行い、最終処分量の低減に努めて参ります。</p>